

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月28日
【会社名】	戸田工業株式会社
【英訳名】	T O D A K O G Y O C O R P .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 戸田 俊行
【本店の所在の場所】	広島県大竹市明治新開 1 番 4
【電話番号】	(0827) 57 - 0055 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 横馬場 清美
【最寄りの連絡場所】	広島県大竹市明治新開 1 番 4
【電話番号】	(0827) 57 - 0055 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 横馬場 清美
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,830,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	12,600,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

（注）1 本有価証券届出書による募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成24年12月28日開催の取締役会決議によります。

なお、本有価証券届出書にかかる新株式発行は、金融商品取引法による届出の効力発生及び、当社と伊藤忠商事株式会社（以下、「伊藤忠商事」といいます。）との間で、平成24年12月28日付けで締結される予定の資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約による資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）に定める前提条件が満たされることを条件としています。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	12,600,000	3,830,400,000	1,915,200,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	12,600,000	3,830,400,000	1,915,200,000

（注）1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、1,915,200,000円であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
304	152	1,000	平成25年1月15日から 平成25年1月31日	-	平成25年1月15日から 平成25年1月31日

（注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。

3 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、

4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われないうこととなります。

5 本第三者割当増資に関しては、平成25年1月15日から平成25年1月31日までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。払込期間を平成25年1月15日から平成25年1月31日までとした理由は、以下のとおりです。本第三者割当増資の実施については、本資本業務提携契約に定める前提条件が満たされることを条件としているところ、当社の連結子会社であった富士化水工業株式会社の事業の株式会社クボタへの譲渡（会社分割及び株式譲渡等を総称して「本件子会社譲渡」といいます。）が完了していることが当該前提条件の1つとされております。そして、当社が平成24年12月26日付で開示した「子会社の会社分割（吸収分割）及び子会社の株式譲渡の一部完了に関するお知らせ」に記載のとおり、同日付けで本件子会社譲渡の対価の一部として900百万円の払込みを受け、その一部が完了いたしました。残部については、譲渡の手続きに時間を要しており、

必要な手続きが整い次第完了する予定です。そのため、本有価証券届出書提出日時点では、当該残部の手続き完了の時期が確定できないため、手続き完了に必要な期間と想定される上記期間をもって会社法上の払込期間といたしました。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
戸田工業株式会社 経営管理本部	広島県大竹市明治新開1番4

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社広島銀行 本店営業部	広島県広島市中区紙屋町1丁目3番8号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,830,400,000	60,000,000	3,770,400,000

(注) 1 発行諸費用の内訳は、ファイナンシャル、リーガルアドバイザーフィー(46,000千円)、本第三者委員会(後記第3 [第三者割当の場合の特記事項] 6 [大規模な第三者割当の必要性] (3) [大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程])に定義しております。)の運営費用(3,000千円)、登記費用等(11,000千円)です。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額(発行価額の総額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本第三者割当増資による新株式発行に係るそれぞれの合計額です。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額につきましては、下記の通り充当します。また、具体的な使途及び支出予定時期につきましては以下の通りであります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
電子素材生産設備に係る設備投資	370	平成25年1月～平成25年3月
機能性顔料の生産設備に係る設備投資	2,600	平成25年4月～平成26年3月
電子素材生産設備に係る設備投資	800	平成25年4月～平成26年3月

(注) 上記支出予定時期までの資金管理につきましては、銀行預金として管理する予定であります。

電子素材生産設備に係る設備投資

市場が急拡大しているスマートフォンなど携帯電話の近距離無線通信「NFC(Near Field Communication)」に使用されるNFCアンテナ用フェライトシート(モバイル端末機器等の内部での電磁干渉を防止するための磁性シート)の生産設備の増強に係るものになります。

機能性顔料の生産設備に係る設備投資

画質性、耐久性の性能が優れたカラートナー用キャリア（プリンターや複写機内でトナーを保持し運ぶ役割をする部材）の生産設備の増強に係るものになります。

電子素材生産設備に係る設備投資

安価な材料を利用した耐久性に優れた燃料電池触媒の生産設備の設置に係るものになります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	伊藤忠商事株式会社
所在地	大阪市北区梅田三丁目1番3号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 第88期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日） 提出日：平成24年6月22日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 第89期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日） 提出日：平成24年8月13日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 第89期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日） 提出日：平成24年11月12日 関東財務局長に提出</p>

（注）本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

b 当社と割当予定先との間の関係

出資関係	提出者と割当予定先との間の関係	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	後記「取引関係」記載の割当予定先への販売において割当予定先から前受金として3,000百万円を受領しております（平成29年3月末迄に全額が販売代金に充当される予定）。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	当社は、リチウムイオン電池正極材料の製造に必要な原材料の一部を割当予定先より購入しています。また当該正極材料の一部を割当予定先に販売しています。	

（注）本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

c 割当予定先の選定理由

当社グループは、文政6年（1823年）に創業した酸化鉄を創造する企業であります。現在「素材を通じて、情報・環境・エネルギーを支えるソリューションを提供できる企業」への挑戦をモットーに、酸化鉄等で培った技術を他の素材にも展開し、リチウムイオン電池正極材料、電子部品用材料等へ経営資源を投入し、事業構造の転換を積極的に推進しております。

しかしながら昨今の経済状況として、日本経済は東日本大震災の影響による停滞から脱却して持ち直してきているものの、世界経済を牽引してきた新興国の経済が欧州の債務危機の影響で減速傾向である中、尖閣諸島を巡る日中関係の緊張の影響も受けて、先行きの不透明感がかつてないほど強まっております。

当社グループとしては、これに対応すべく、コスト構造の抜本的な改革や新規需要開拓に継続的に取り組み、収益体質の強化を図り、また事業及び設備投資の選択と集中を行い、徹底したコスト削減を図り、利益確保を目指しております。近年では、リチウムイオン電池正極材料の事業展開を最優先の課題と認識して、円高の進行も踏まえ、中国をはじめとする海外への生産・販売拠点の充実に取り組むなどして、市場のグローバル化に対応してまいりました。また、当社の技術力が高く

評価されているカラートナー用のキャリア及び、市場が急拡大しているスマートフォンなど携帯電話の近距離無線通信「NFC(Near Field Communication)」に使用されるNFCアンテナ用フェライトシートの生産体制の増強、並びに将来の有望な事業である燃料電池触媒等への対応も予定しています。

一方、伊藤忠商事は、安政5年(1858年)に創業し、現在は世界66ヶ国に約130の拠点を持つ日本を代表する総合商社で、繊維、機械、金属、エネルギー、化学品、食料、住生活、情報、保険、物流、建設、金融の各分野において国内、輸出入及び三国間取引を行うほか、国内外における事業投資など、幅広いビジネスを展開しております。

当社と伊藤忠商事は、平成22年3月に北米においてリチウムイオン電池正極材料事業を手がける戸田アメリカINC.、戸田アドバンストマテリアルズINC.を両社の合弁企業とし、また平成22年2月には寧波杉杉股?有限公司(本社:浙江省寧波市、法定代表者:庄巍)の子会社でリチウムイオン電池正極材料製造を手がける中国の湖南杉杉新材料有限公司(現 湖南杉杉戸田新材料有限公司、本社:湖南省長沙市、法定代表者:李智華)に共同出資し、以来、電池材料事業を中心に関係を深めてまいりました。

今般、当社グループの国内外の既存事業の深化、新規事業の更なる展開を検討しておりましたところ、既に当社グループと一部事業で協業している伊藤忠商事の、国内外における原材料の調達、グローバルなネットワークを活用したマーケティング、ロジスティクス、新商品の開発能力等を活用することが、当社グループのビジネスチャンスの一層の拡大に寄与すると判断し、当社は伊藤忠商事と、資本参加を含む業務提携を平成24年7月より協議してまいりました。その結果、当社は、以下の概要で伊藤忠商事と本資本業務提携契約を締結し、業務提携を行うことが今後の事業の発展、株主の利益に資するものと判断いたしました。当社は、業務提携をより確固たるものとし、シナジー効果を発揮するために、また今後の事業展開に係る設備投資等の資金ニーズに対応するため、同契約に従い、本第三者割当増資を行うにあたり割当予定先として伊藤忠商事を選定いたしました。本提携は、当社及び伊藤忠商事それぞれの販売力、技術・開発力、或いは情報力などを持ち寄り、相互に補完することにより、両社が企図する販売拡大、製品競争力の強化や新市場の開拓などの実現を目指すものであります。

業務提携の内容について

伊藤忠商事のワールドワイドなネットワークを駆使して、以下の事業展開を推進します。

- ・販売面では当社の機能性顔料分野や電子素材分野でのオンリーワン商品を伊藤忠商事の国内外の販売ネットワークを活用し、グローバルベースでの販売強化・シェア拡大を図ります。
- ・特に、スマートフォン、リチウムイオン電池等の急成長市場については、伊藤忠商事が既に有している販売・仕入ネットワーク等のリソースとの融合を図り、速やかな事業展開を行います。
- ・仕入面では伊藤忠商事を通じてグローバルソーシングを活用して、最適な原料調達を共同で推進しコストを削減します。
- ・伊藤忠商事の海外法人ネットワークのサポートを受けて、海外大手企業とのアライアンスやコスト優位性のある海外生産拠点の設立・運営を行います。

商品開発面では当社が伊藤忠商事の情報網やノウハウを活用して、国内外の有力ユーザーに対するマーケティング力を強化し、有益な営業・技術情報をタイムリーに入手することにより、次世代の経営に寄与する製品開発を図ります。

伊藤忠商事の支援によりコーポレートガバナンス、グループ経営管理等をより一層強化し、グローバルな競争に勝ち抜く体制の構築を行います。

取締役の派遣について

平成25年6月に開催予定の当社第80期定時株主総会における承認を条件とし、当社は、伊藤忠商事より指名される2名の取締役を選任する予定であります。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 12,600,000株

e 株券等の保有方針

当社は、本日付で割当予定先と締結した本資本業務提携契約において、当社株式を長期に保有する意向であることを確認しております。なお、当社は割当予定先との間で、払込期日（平成25年1月15日から同年1月31日）から2年間において、割当予定先が取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告し、当該報告に基づく報告を当社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、伊藤忠商事の第88期有価証券報告書（平成24年6月22日提出）の財務諸表に記載の現金及び預金の額（114,430百万円）及び第89期第2四半期報告書（平成24年11月12日提出）の四半期連結財務諸表に記載の現金及び現金同等物の額（426,532百万円）により、同社が本第三者割当増資に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有していることを認識しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、本第三者割当増資に対する払込みについて問題ないと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）であるか否か、並びに割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを以下のとおり確認しております。

割当予定先である伊藤忠商事は、東京証券取引所市場第一部等に上場しており、同社が東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、同社及び同社役員又は主要株主が特定団体等ではなく、特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項なし。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価額につきましては、東京証券取引所における当社普通株式の当社取締役会決議日の前営業日である同月27日から2ヶ月遡った期間(平成24年10月29日から同年12月27日)の終値の単純平均値である304円(小数点第1位を四捨五入、以下同じ)といたしました。

取締役会決議日の前営業日から2ヶ月遡った期間の終値の単純平均値といたしましたのは、同年11月28日に当社が行った窒化鉄の技術開発に係る公表(以下「平成24年11月28日付公表」といいます。)直後に売買高の著しい増加とともに株価が急騰し、とりわけ直前営業日である12月27日の当社株価の上昇が著しいこと、取締役会決議日の約2ヶ月前である同年11月7日に第2四半期決算短信及び業績予想の下方修正を公表していること等を考慮し、発行決議直前日の終値といった特定の一時点を基準とするのではなく、前記の一定期間の平均値の方が当社の企業価値を適切に反映していると考えられることによります(なお、2ヶ月間の平均値とした理由の詳細は、後述のとおりです。)

また、当該発行価額は、東京証券取引所における当社普通株式の、上記取締役会決議日の前営業日である平成24年12月27日の終値408円に対し25.49%のディスカウント、前営業日である平成24年12月27日までの1ヶ月間の終値の単純平均値371円に対し18.06%のディスカウント、同3ヶ月間の終値の単純平均値285円に対し6.67%のプレミアム及び同6ヶ月間の終値の単純平均値312円に対し2.56%のディスカウントとなっております。

上記のとおり、発行価額は、取締役会決議日の前営業日終値及び1ヶ月間の終値の単純平均値に対して10%を超えるディスカウント率となっておりますが、当社が、取締役会決議日の前営業日から2ヶ月遡った期間の終値の単純平均値を採用した理由は以下のとおりです。すなわち、平成24年11月29日以降、当社の株価は急騰しているところ、平成24年11月28日付公表前後の売買高及び売買回転率等を見ると、当該公表日を含む公表前5営業日の平均売買高が552,600株であるのに対し、当該公表日後5営業日の平均売買高は22,412,600株と著しく増加していること等に鑑みれば、当該株価急騰の主たる要因は平成24年11月28日付公表にあると考えられます。もっとも、平成24年11月28日付公表の内容は、レアアースを使用しない窒化鉄(Fe16N2)ナノ粉末(以下「レアアースレス窒化鉄粉末」といいます。)の量産化技術の開発に関するものでありますが、当社の平成23年3月3日付公表(「世界初、レアアースレス磁石(強磁性窒化鉄)粉末の単相分離・生成に成功」、以下「平成23年3月3日付公表」といいます。)において公表したとおり、レアアースレス窒化鉄粉末は昨年3月時点において既に開発済みであったところ、平成24年11月28日付公表はレアアースレス窒化鉄粉末の年間200kgレベルのサンプル出荷が平成25年末に可能となったことに関するものであり、直ちに当社の収益に直結するものではありません。他方、平成23年3月3日付公表と平成24年11月28日付公表に関し、公表前5営業日(公表日を含みます。)の平均株価と公表後5営業日の平均株価の株価上昇率、公表後5営業日の平均売買高及び浮動株式の平均売買回転率(1日の売買高を浮動株式数(50単位未満の株式を保有する株主にかかる株式数をいいます。)で除した数の5日平均をいいます。)を比較すると、平成23年3月3日付公表時においては、1.9%の株価上昇、平均売買高は783,000株、平均売買回転率は0.06回転であるのに対し、平成24年11月28日付公表時においては、48.4%の株価上昇、平均売買高は上記のとおり22,412,600株、平均売買回転率は1.32回転となっております(かかる株価上昇率、平均売買高及び浮動株式の売買回転率は、平成23年3月3日付公表以外の当社の過去の技術開発に関連するプレスリリース等の公表と比較しても著しく大きくなっております。なお、当社株式の平成24年11月28日から同年12月27日までの株価の動きにつき、TOPIX指数と比較すると、当社株式については73.6%上昇しているのに対し、TOPIX指数は10.7%の上昇にとどまっております。)。このような中、当社の同月26日付け「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」における当期純利益減少の公表にかかわらず、当社の同月27日の株価は、当該公表前日(同月25日)の株価である378円に比して7.9%上昇し408円となりました。このように、平成24年11月28日付公表の内容及び当該公表後の当社株式の売買状況等に鑑みると、平成24年11月28日付公表の内容は、一般論として市場から一定の評価を得ることは当然としても、上記のような急激な株価の上昇の要因となるとまでは考えにくく、他方で、平成24年11月28日付公表後の当社株価の上昇の程度及び売買高は平時に比して著しく増大しており、技術の新奇性に市場が一時的に過剰な反応をした可能性があり、またその後の株価も不安定に推移しているため、平成24年11月28日付公表後の株価は、当社の適正な企業価値を必ずしも適切に反映した株価とはいえない可能性があります。

他方、当社は、取締役会決議日の約2ヶ月前である平成24年11月7日付で、第2四半期決算短信及び「業績予想の修正に関するお知らせ」による業績の下方修正を公表しているところ、当該公表においては当社の現在の財務状況及び収益状況等が記載されているため、当該公表後の株価は当社の企業価値を適切に反映していると考えられます。

したがって、上記取締役会決議日の前営業日といった直近の特定の日の株価又は平成24年11月28日付公表後の株価のみの平均値となる上記取締役会決議日の直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値単純平均値よりも、平成24年11月7日付の第2四半期決算短信及び業績予想の修正後の株価を含む期間の平均値とすることが、当社の企業価値を適切に反映していると考えられるため、上記取締役会決議日の直前営業日から2ヶ月遡った期間の終値の単純平均値といたしました。かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」に準拠しており、当社は、本第三者割当増資は、特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。

なお、上記取締役会に出席した監査役3名(うち2名は社外監査役)は、当社の上記判断及び発行価額を取締役会決議日の直前営業日から2ヶ月遡った期間の終値の単純平均値としたことについては、その合理性を直ちに否定するに足る事情は認められず、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に抵触するものではないこと等に鑑み、本第三者割当増資の払込金額は伊藤忠商事にとって特に有利な金額であると直ちに断じることはできないとの意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により新株式が12,600,000株(議決権数12,600個)発行されることとなるため、平成24年9月30日現在における当社発行済株式総数48,391,922株に対する割合は26.04%(平成24年9月30日現在の議決権総個数44,535個に対する割合は28.29%)となり、当社普通株式1株当たりの株式価値は一定程度希薄化することとなります。

しかしながら、当社は、上記「第3[第三者割当の場合の特記事項]1[割当予定先の状況]c[割当予定先の選定理由]」に記載したとおり、本第三者割当増資による資金調達および本資本業務提携は、事業拡大による収益力の向上や財務の安定化に寄与し、当社企業価値の向上に資するものと考えており、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと考えております。従って、本第三者割当増資に係る株式の発行数量および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数48,391,922株にかかる議決権の総数は44,535個であり、本第三者割当増資により発行される新株式12,600,000株にかかる議決権数は12,600個となりますので、当該新株式数の平成24年9月30日現在の当社発行済株式総数に対する割合は26.04%、当該新株式にかかる議決権数の同日現在の当社議決権総数に対する割合は28.29%となり、本第三者割当増資により25%以上の割合で希薄化が生じます。従いまして、本第三者割当増資による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意事項(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当するものであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
伊藤忠商事株式会社	大阪市北区梅田三丁目1番3号	-	-	12,600,000	22.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,432,000	12.20	5,432,000	9.51
戸田 俊行	広島市中区	3,448,147	7.74	3,448,147	6.03
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町一丁目3番8号	2,174,000	4.88	2,174,000	3.81
ステート ストリート バンクアンド トラスト カンパニー	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A.	2,110,782	4.74	2,110,782	3.69
株式会社中国銀行	岡山市北区丸の内一丁目15番20号	1,200,000	2.69	1,200,000	2.10
高橋 由紀子	東京都世田谷区	1,029,598	2.31	1,029,598	1.80
戸田ホールディングス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	964,000	2.16	964,000	1.69
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	933,000	2.09	933,000	1.63
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	844,492	1.90	844,492	1.48
計	-	18,136,019	40.72	30,736,019	53.79

(注) 1 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成24年9月30日時点での株主名簿を基に作成したものであります。

3 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、本第三者割当増資による新株式発行による異動を反映しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

現在進行中の第80期当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）においては、日本経済は東日本大震災の影響による停滞から脱却して持ち直してきているものの、世界経済を牽引してきた新興国の経済が欧州の債務危機の影響で減速傾向である中、尖閣諸島を巡る日中関係の緊張の影響も受けて、先行きの不透明感がかつてないほど強まっております。

当社グループとしては、これに対応すべく、コスト構造の抜本的な改革や新規需要開拓に継続的に取り組み、収益体質の強化を図り、また事業及び設備投資の選択と集中を行い、徹底したコスト削減を図り、利益確保を目指しております。特にリチウムイオン電池正極材料の事業展開は最優先の課題と認識しており、円高の進行を背景に中国をはじめとする海外への生産・販売拠点の充実に取り組むなどして、市場のグローバル化に適切に対応してまいりました。それ以外にも、市場が急拡大しているスマートフォンなど携帯電話で使用されるNFCアンテナ用フェライトシート、当社の独自の高い技術力に基づくトナー用キャリア材の生産設備の増強を、また将来の有望な事業である燃料電池触媒等への対応も併せて行っていきます。そうした中で、当社は各施策を実行するにあたり、割当予定先である伊藤忠商事と提携し、同社の強みであるワールドワイドなネットワーク、グローバルなネットワークを活用した共同マーケティング、国内外での原料調達力、或いはロジスティクス面でのサポートを活用することは経営上得策であると判断いたしました。また同社から様々な経営管理ノウハウ（コーポレートガバナンス、グループ経営管理等）のサポートを受けることにより当社の国内外の連結グループ経営力の強化にも寄与すると判断いたしました。

また、当社は、この数期にわたり新規事業の積極展開をするにあたり多額の投融資を行ってきたため、借入金の急激な増

加、自己資本比率の低下が早いペースで進んでおり、今後、設備投資、関連会社への資金サポート等の積極策を続けるために、確実な資金調達を行う必要性が生じておりました。

そこで、上記の事情を満たす資金調達方法について、社内において充分かつ仔細に検討した結果、長期的かつ安定的な資金を調達すべきと考えられること、資本性のある資金調達として公募増資や株主割当増資も考えられるものの、調達コストが相対的に高まることや当社株式の資本市場での状況などを勘案すると、当社における資金需要の発生時期に合わせて必要な資金を適時、確実に調達できない場合も考えられること、有利子負債残高の増加を回避し、自己資本を充実させることが望ましいと考えられること、さらには、割当予定先である伊藤忠商事とのシナジー効果の極大化の観点等を、総合的に勘案した結果、平成24年12月28日開催の取締役会において、第三者割当増資による資金調達が最善であると判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響

上記「第3 [第三者割当の場合の特記事項] 3 [発行条件に関する事項] (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本第三者割当増資により新株式が12,600,000株発行されることとなりますが、これは現時点における当社発行済株式総数48,391,922株に対し26.04% (平成24年9月30日現在の議決権総個数44,535個に対しては28.29%) となり、当社普通株式1株当たりの株式価値は一定程度希薄化することとなります。

しかしながら、上記「(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、当社といたしましては、本第三者割当増資及び本資本業務提携により、事業拡大による収益力の向上や財務の安定化に寄与し、当社企業価値の向上に資するものと考えており、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。従いまして、本第三者割当増資に係る株式の発行数量および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資に伴う新株式の発行は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条に規定される独立第三者から意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。

そこで、当社は、当社及び当社の経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取のため、過去において当社と人的関係、取引関係及び出資関係のない独立した者として、村山法律事務所 弁護士村山哲也氏及び望月・熊谷法律事務所 弁護士望月岳史氏並びに社外監査役である大本・大内法律事務所 弁護士大本宜司氏を選定し、当該3名を構成員とする第三者委員会(委員長:大本宜司氏、以下「本第三者委員会」といいます。)に対し、本第三者割当増資に関して、当社が本第三者割当増資を実施し、資金調達を行う必要性、他の手段との比較で本第三者割当増資による資金調達を選択することの相当性、及び 当社の置かれた状況に照らして本第三者割当増資の各種発行条件の内容の相当性について意見を求めました。

当社が本第三者委員会から平成24年12月27日付で入手した本第三者割当増資に関する意見の概要は以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

当社が提供した資料、説明及び質疑に対する回答等を前提とすれば、本第三者割当増資においては、本第三者割当増資を実施し資金調達を行なう必要性及び資金調達的手段として本第三者割当増資を選択することの相当性が認められる。また、本第三者割当増資にかかる発行条件については、これが直ちに相当性を欠くとまではいえない。

本第三者割当増資の必要性

本第三者割当増資は、当社と伊藤忠商事との間の本資本業務提携の一環として行なわれるものであるところ、伊藤忠商事は業務提携を行う先として適しており、また、当社と伊藤忠商事との業務提携により、伊藤忠商事のワールドワイドのネットワークを駆使した事業展開等により、当社の中長期的な企業価値の向上が見込まれるとする、当社の判断過程に特段不合理な点は認められない。また、伊藤忠商事との資本提携により当面の設備投資等の資金需要に対する安定調達が可能となる一方で、借入金による多額の設備投資による自己資本比率の低下という当社の財務上の問題点についても改善が見込まれるほか、本第三者割当増資の結果、伊藤忠商事が当社の安定株主となるとともに、伊藤忠商事の内部統制による監督機能等を通じ懸念されていたガバナンスの強化が図られ、当社の信用の向上及び関係強化が見込まれるとする、当社の判断内容についても、特段不合理な点は認められない。

本第三者割当増資により得られる資金の用途に関して当社が提示した設備投資計画等は具体的で特段不合理な点は認められず、販売計画に見合った生産能力確保のための上記生産設備の維持ないし増強を図る必要性が認められ、本第三者割当増資による調達資金は、当社が事業を拡大する上で必要な投資に充てられると認められる。

以上の事情からすれば、当社が、本第三者割当増資によって伊藤忠商事と強固な本資本業務提携関係を構築することは、当社の既存の問題点の改善が図られるうえに、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できると考えられ、また、本第三者割当増資により調達された資金は、当社が事業を維持・拡大する上で必要な投資に充てられると認められるため、当社が本第三者割当増資を実施し、資金調達を行なう必要性が認められる。

資金調達的手段として本第三者割当増資を選択することの相当性

当社は、近年の設備投資の結果、借入金の急激な増加及び自己資本比率の低下が進んでいる中、さらに設備投資のために負債性の資金調達をすることは、当社の財政状態をさらに悪化させるおそれも考えられ、自己資本比率等の改善のために資本金のある資金調達を選択したことには合理性が認められる。

また、既に当社と一定の事業について協同関係にあり、割当て株式についても長期保有の方針を宣明している伊藤忠商事との間で、強固な本資本業務提携関係を構築することは、業務の協同化・合理化による相乗効果により、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できるほか、当社の株主構成において安定株主が創出されることにより、企業の継続、企業ガバナンスの強化が図られる効果が期待できるため、公募増資・株主割当てによらず、伊藤忠商事を割当てとする第三者割当増資の手法を選択したことには合理性が認められる。

以上から、当社が資金調達的手段として本第三者割当増資を選択することは、借入れ、公募増資、株主割当て等他の資金調達手段と比較して相当であると認められる。

発行条件の相当性

(a) 払込金額の相当性

本第三者割当増資における1株あたりの払込金額は304円であるところ、当該払込金額は、決議直前終値に対して約25.5%のディスカウント、直前1か月平均の終値に対して約18.1%のディスカウント、直前3か月平均の終値に対して約6.7%のプレミアム、直前4か月平均の終値に対して約4.1%のプレミアム、直前5か月平均の終値に対して1.3%のプレミアム、直前6か月平均の終値に対して約2.6%のディスカウントとなるが、日本の株式市場全体の低迷、当社の度重なる業績の下方修正等により、平成24年11月頃まで当社の株価が当社の客観的（本質的）企業価値を適切に反映しながら推移してきたとする当社の評価を覆すに足る事情は認められず、また、平成24年11月28日付公表以降の株価の値上がり及び売買高は、当社の過去の研究成果の公表に際しての株価及び売買高の変化率に比して不自然なほどに短期間に高騰していることが認められ、他方で、当該公表の内容は、窒化鉄の製品化の実現可能性等や収益へのインパクトに関して不透明な部分が多く現在の当社の財務状況・収益状況の改善には直ちに結びつかないこと等、当社の客観的（本質的）企業価値を反映していない可能性があるという当社の判断が直ちに不合理であると断ずることはできない。その意味で、当社が払込金額の基準として決議直前終値という一定の時点における株価を用いず相当期間の平均値を採用した点、さらには、相当期間として直前1か月平均の終値を採用しなかった点について、その合理性を直ちに否定するに足る事情は認められない。

また、当社の本取締役会決議日の約2か月前である平成24年11月7日付で第2四半期決算短信及び「業績予想の修正に関するお知らせ」による業績の下方修正においては当社の当時の客観的な財務状況及び収益状況等が記載されていることから、当該公表時の株価は当社の企業価値を適切に反映していると評価できるため、かかる株価を含む本取締役会決議日の直前営業日から2か月遡った期間の終値の単純平均値とした点については、同月29日以降の株価高騰の大きさ、及び、短期間に発生していることから、何をもちて払込金額算定の基礎となる相当期間とするかの判断はきわめて難しいものの、高騰期間中の株価も算定の基礎としながら、他方で、適正な企業価値の反映のため客観的な財務・損益の状況に裏付けられた高騰直前の直近の株価である平成24年11月7日付の第2四半期決算短信及び業績予想の修正後の株価も算定の基礎とするという当社の判断が、一見して不合理であり、直ちに相当性を欠くという積極的な理由は見いだせない。

なお、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）の内容、及び、判例（最高裁判所昭和50年4月8日判決参照）においても、上場会社による募集株式発行における払込金額が価格決定直前の株価より低額であっても、価格決定にあつて払込金額決定前の当該会社の株価、当該株価の騰落習性、売買高の実績、会社の資産状態、収益状態、配当状況、発行済株式総数、新たに発行される株式数、株式市況の動向、これらから予測される新株の消化可能性等の諸事情が客観的資料に基づいて斟酌され、価格決定のためにとられた算定方法が合理的であるということができ、かつ、払込価格が価格決定直前の株価に近接している場合は、当該価格は特別の事情のない限り特に有利な金額にあたらぬと解されているところ、本第三者割当増資における1株あたりの払込金額は、直前2か月、直前3か月、直前4か月、直前5か月及び直前6か月の終値単純平均値のいずれに対しても「0.9を乗じた額以上の価額」となっており、決議直前終値ないし直前1ヶ月平均の終値を勘案しない理由についても一定の合理性が認められ、上記日本証券業協会の指針に反するものではないといえる。また、当社の株価の変遷に関する上記の事情、当社の近時の株価と本第三者割当増資の払込金額の近接性、上記日本証券業協会指針に則った払込金額であれば原則として差止めの対象としないとする近時の裁判例の傾向等に鑑みれば、本第三者割当増資の払込金額は伊藤忠商事にとって特に有利な金額であると直ちに断じることができないと考えられる。

(b) 発行数量及び株式の希釈化の規模の合理性

本第三者割当増資において発行される株式の議決権数の、本第三者割当増資実行前における発行済株式に係る議決権数に対する割合は28.3%となるため、当社普通株式1株当たりの株式価値は一定程度希薄化することとなるが、当社が本第三者割当増資によって伊藤忠商事と強固な本資本業務提携関係を構築することにより、当社の中長期的な企業価値の向上の観点から既存株主に多大な利益をもたらすことが期待できるところ、かかる利益に鑑みれ

ば、本第三者割当増資に係る株式の発行数量および希薄化の規模は合理的であると認められる。

なお、当社は、当初本第三者割当増資に関して臨時株主総会を開催しそこに付議し株主の意思確認を行うことも検討いたしましたが、資金使途に係る支出予定時期(前記第1[募集要項]4[新規発行による手取金の使途](2)[手取金の使途]に記載しております。)等の関係から、本第三者割当増資にあつては第三者委員会による独立第三者から意見を入手する方法が適していると判断いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第79期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）平成24年6月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第80期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月10日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第80期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）平成24年11月14日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成24年12月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出しております。

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成24年12月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成24年9月25日に関東財務局長に提出しております。

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成24年12月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成24年9月26日に関東財務局長に提出しております。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成24年11月21日に関東財務局長に提出しております。

8【訂正報告書】

訂正報告書（上記5の臨時報告書の訂正報告書）を平成24年12月26日に関東財務局長に提出しております。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年12月28日）までの間に於いて、変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は、当該変更及び追加箇所を反映して、「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所及び追加箇所については_____ ̄で示しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年12月28日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年12月28日）において当社グループが判断したものであります。

(1) 為替レートの変動

当社グループの売上高の約28%は海外向けが占め、その大部分を外貨建てで輸出しており、また海外の関係会社も23社ありますが、各地域における売上・費用・資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表作成のために円換算されております。

これらは為替レートの変動により、連結財務諸表の数値に影響を与える可能性があります。

(2) 原燃料価格の変動

当社グループではレアメタル類、原油等の建値相場の影響を受ける原燃料の仕入が増加しております。このような仕入価格の変動を販売価格への転嫁や原価低減活動で吸収しきれなかった場合、当社グループの業績に大きな影響を与える可能性があります。

(3) 新製品の開発力、競争について

当社グループは、世界で唯一の酸化鉄総合メーカーとして、製品開発力・供給力等で優位な立場を築いております。優位性の確保に向けての新製品の開発・技術革新等の活動は継続しておりますが、同業者との競争状態は続いており、当社グループの優位性が続く保証はなく、競争関係の激化により相対的に当社グループの競争力が低下した場合、業績に大きな影響を与える可能性があります。

(4) 事業拡大に伴うリスク

当社グループは、酸化鉄の製造・販売を主な事業として今日の地位を確立してまいりましたが、さらなる発展のため、リチウムイオン電池正極材料をはじめとした酸化鉄以外の事業への多角化を進めております。これらの事業が、計画通りに進捗しない場合、業績に悪影響を与える可能性があります。

(5) 企業買収、戦略的提携のリスク

当社グループは、既存事業の拡大あるいは、新たな事業への進出、補強等のために、事業戦略の一環として企業買収や資本提携を含む戦略的提携を行う可能性があります。企業買収や戦略的提携に際しては十分な検討を行っておりますが、買収・提携後に事業が計画通りに進捗しない場合には、業績に悪影響を与える可能性があります。

(6) 災害等のリスク

地震等の自然災害や火災等によって、当社グループの製造拠点等が壊滅的な損害を受ける可能性があります。このような災害を被った場合、当社グループの操業が中断し、生産及び出荷が遅延することにより、売上は低下し、加えて製造拠点等の修復または代替のために、巨額な費用を要することとなる可能性があります。

(7) 訴訟等のリスク

当社グループは世界的に事業活動を行っており、時として訴訟、クレームまたは種々の紛争に関わる可能性もあります。これらの結果、訴訟等の内容及び結果によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

(8) 予期し得ない事業環境急変のリスク

平成20年にアメリカの金融不安に端を発した世界的景気の急減速は、事業運営にも大きな影を落とし、当社も多額の損失計上を余儀なくされました。コスト構造のスリム化等の施策により、収益体質の強化にも取り組み、事業化変化への対応は準備できておりますが、今後も欧州危機の拡大等予期し得ない事業環境の急変があった場合、当社グループの資金繰り環境、財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(9) 財務制限条項について

当社グループは、「注記事項（連結貸借対照表関係）6」に記載のとおり、財務制限条項が付された借入金があります。今後、上記財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益の喪失請求を受ける可能性があります。

(10) 株式価値の希薄化に関するリスク

当社は平成24年12月28日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は44,535個（平成24年9月30日現在）であり、今回の新株式の発行数12,600,000株に係る議決権数は12,600個となり、これは現時点における当社の総議決権数に対し28.29%となるため、相応の株式価値の希薄化が生じる可能性があり、この結果当社株価にも影響を及ぼす可能性があります。

(11) 大株主の状況及び株主構成について

当社は平成24年12月28日開催の当社取締役会において、伊藤忠商事株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当後における伊藤忠商事株式会社が保有する当社株式にかかる議決権保有割合は22.05%となることを見込まれます。そのため、当該第三者割当による新株式の発行以後、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすものと見込まれます。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

戸田工業株式会社

（広島県大竹市明治新開1番4）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。